

「源泉所得税の改正のあらまし（日ペルー租税条約）」の正誤表

「源泉所得税の改正のあらまし（日ペルー租税条約）」につきましては、次のとおり 1 ページの「2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要」の「(1)」の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p>(1 ページ)</p> <p>2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要</p> <p>(1) 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動につき取得する所得について、その課税年度において開始し、又は終了する<u>いずれの</u> 12 か月の期間において他方の締約国内に滞在する期間が合計 183 日以上とならないことなど、一定の要件を満たす場合には、その一方の締約国においてのみ租税を課することができることとされました。【条約第 14 条】</p>	<p>(1 ページ)</p> <p>2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要</p> <p>(1) 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動につき取得する所得について、その課税年度において開始し、又は終了する<u>いずれかの</u> 12 か月の期間において他方の締約国内に滞在する期間が合計 183 日以上とならないことなど、一定の要件を満たす場合には、その一方の締約国においてのみ租税を課することができることとされました。【条約第 14 条】</p>